

投稿論文審査要領

文化財保存修復学会誌「古文化財の科学」編集委員会

2023.2.6 改定

2017.1.31 改定

2014.7.04 制定

(審査の目的)

本学会誌に投稿された論文は、学会員の研究発表の場としての本誌の役割を考え、その一定の質と形式を保つため、投稿された原稿が以下の審査基準に照らして掲載可能かどうかを判定するために行います。

(論文の判定基準)

論文内容の評価は6つの判定基準に従って行います。全ての投稿論文については、項目(1)、(2)、(4)、(5)が満たされていること、さらに、「報文」の場合は項目(3)あるいは(6)が満たされていることを、掲載可の基準といたします。

- (1) 本学会論文誌に対する適合性
- (2) 文化財の保存や修復に関する有用性
- (3) 新規性・独創性
- (4) 妥当性・論理性
- (5) 先行研究との関連も含めた原稿の完成度
- (6) 優先して掲載する価値・緊急度、あるいは普遍性

論文種別の変更が適当と判断される場合、「掲載否」となります。投稿論文の種類を選択には、上記判定基準をご考慮ください。

投稿論文の受け取りにあたって、査読前であっても論文の完成度が著しく低い場合には投稿を受け付けません。論文投稿者および連名者におかれましては、内容及び表現に関して十分な検討を行い完成度の高い論文をご投稿下さるようお願い致します。

(論文の査読の進め方)

原則として「報文」には2名、「事例報告」、「資料」には1名の査読者をつけます。査読者の指名は公表しません。また論文内容を公正に審査するために、査読者に対して投稿論文著者氏名は通知しません。

掲載の可否は、査読委員の意見に基づいて、編集委員会の責任で行います。本学会は分野も広いため、著者はその投稿内容の可否を判断できる査読者候補を4名まで推薦できますが、編集委員会が採用しない場合もあります。査読委員は、投稿論文の内容に応じて編集委

員会により選任され、掲載可否の判断資料として査読報告書と所見を提出します。

査読は電磁的方法を利用して進めることがあります。

(査読者のおこなう範囲)

査読者は、論文の掲載可否を、原則として初回の査読で評価します。大幅な修正が予想され再査読が必要と考えられる場合は、査読委員は「掲載否」と評価します。これは、再査読の繰り返しによる審査期間の長期化を防ぐとともに査読委員からの必要以上の論文修正要求等を防ぐための措置です。

査読者は、提出された原稿そのものを査読・審査対象とします。従って、安易に追加実験や解析の要求、あるいは論文作成指導と誤解されるような修正意見・指示はしません。論文内容・論文構成についての責任と権利は著者にあることを徹底します。ただし、今後の文化財保存修復学会への人材育成という観点での具体的で建設的な助言は望ましいと考えます。

査読者は英文校閲の義務を負いません。英文論文投稿者・連名者は、内容はもとより英文表現に関して十分な検討を行って下さい。

査読通過後の論文は、英文表現の改善が望ましい場合には、英文校閲者による校閲を行います。ただし、著者の希望により英文校閲者を選ぶことはできません。

(審査結果の読み方)

判定には、「掲載可」、「条件付掲載可」、「掲載否」があります。

「条件付掲載可」とは、基本的には掲載可であるが、掲載のためには修正が必要と判断した場合です。この場合は著者に、査読者からの査読結果と所見(著者の回答を要するものと、回答を要しない参考意見があります)、必要と判断した場合、編集委員からの意見を付して、原稿を返却します。著者はこの所見に基づいて修正・検討し、所見に対する反論も含めた回答を添付して再提出して下さい。再提出された論文の修正および著者からの回答が適切になされているかどうかを、査読者の再査読による意見に基づいて編集委員会が審査し、掲載可否の決定を行います。

「掲載否」とは、論文投稿者が選択した論文種別に対する判定基準を満たさないと判断した場合です。「条件付掲載可」となり再提出された論文であっても、査読者の指摘事項に対して著者の回答がない、あるいは回答・修正が適切でないと判断された場合には、「掲載否」とされることがあります。また、「掲載否」となった論文が修正の後に再投稿された場合には、新規投稿扱いとなります。

査読あるいは再査読の結果、2名の査読者の判定結果に一致が見られない場合には編集委員会で調整し、意見調整が不調に終わった場合は、編集委員会で第3の査読者(第三査読者)に査読を依頼し、その結果を基に判定を行います。第三査読者は、可否の判定のみを行います。編集委員会は第三査読者の意見をもとに再判定をおこない、査読結果を審議し決定

します。その結果は、著者、第一、二査読者にも通知します。第三査読者が可の判定を行った以降の査読は、可と判定した2名の査読者により継続します。

(審査結果への不服申し立て)

著者は、掲載可否の判定・所見等の審査結果に対して編集委員会へ反論する、あるいは再審査を要求することができます。掲載否となった論文等に対して再審査を要求する場合は、「査読に重大な誤りがある」等の根拠を明記した再審査請求を編集委員会までお送り下さい(形式自由)。再審査請求を編集委員会にて審議し、その結果を著者にお知らせします。編集委員会が必要と判断した場合には、査読者を替えて再審査・再査読を実施します。

(結果の公表)

査読結果と編集委員会の審議内容は、原則として公表しません。